台風第10号への対応に関する知事メッセージ

台風第10号を要因とする特別警報については、本日(8月29日)午前10時 30分に、暴風と波浪については警報に、高潮については注意報に切り替わりました。

しかしながら、県内の多くの地域は、30日昼過ぎにかけて、局地的に非常に激しい雨が降ることが見込まれ、台風第10号の動きが遅いため、総雨量がさらに多くなるおそれがあります。また、県内では、これまでの大雨により地盤が緩んでおります。

引き続き、土砂災害、低い土地の浸水、河川の増水や氾濫に厳重に警戒する必要があります。県民の皆様におかれては、特別警報の発表に伴い、予め避難所に避難するなど、命を守る最善の必要な行動をとっていただいたものと考えておりますが、引き続き、市町村等の発表する災害に関する情報等に注意を払いながら、土砂災害等に厳重に警戒し、安全に最大限留意した行動をとっていただくようお願いします。

これまで、県内においては、人的被害が発生したほか、多くの地域で停電や断水、 倒木による道路の通行止め、住家の損壊などの被害が発生しております。

県としては、国や市町村、消防、警察など関係機関と緊密に連携し、被害状況の迅速な把握と災害応急対策に全力で取り組んでまいります。

令和6年8月29日

鹿児島県知事

塩田 康一